

※3 別表3 産業廃棄物の種類コード表

産業廃棄物

種類	コード	種類	コード
燃え殻	01	金属くず	13
汚泥	02	金属くず（水銀使用製品）	13 - 2
廃油	03	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	14
廃酸	04		
廃アルカリ	05	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず（含石綿）	14 - 1
廃プラスチック類	06		
廃プラスチック類（含石綿）	06 - 1	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず（水銀使用製品）	14 - 2
廃プラスチック類（水銀使用製品）	06 - 2	銻さい	15
紙くず	07	がれき類	16
木くず	08	がれき類（含石綿）	16 - 1
繊維くず	09	がれき類（水銀使用製品）	16 - 2
動植物性残さ	10	動物のふん尿	17
動物系固形不要物	11	動物の死体	18
ゴムくず	12	ばいじん	19
		政令第十三号廃棄物	20

特別管理産業廃棄物

種類	コード	説明等	
廃油（燃焼しやすいもの）	B 1	揮発油類、灯油類、軽油類	
廃酸（腐食性）	B 2	pH 2.0以下	
廃アルカリ（腐食性）	B 3	pH 12.5以上	
感染性産業廃棄物	B 4	医療関係機関から排出される血液、使用済みの注射器等の感染性又はそのおそれのある産業廃棄物	
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	C 1	廃PCB及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物	C 2	紙くず（塗布、染み込み）、木くず（染み込み、繊維くず（染み込み）、金属くず（付着、封入）、廃プラスチック類（付着、封入）
	PCB処理物	C 3	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの
	指定下水汚泥等	D 1	アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、ヒ素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2ジクロロエタン、1・1ジクロロエチレン、シス1・2ジクロロエチレン、1・1・1トリクロロエタン、1・1・2トリクロロエタン、1・3ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類
	銻さい	D 2	アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類
	廃石綿等	D 3	石綿建材除去事業、保温材、石綿等付着物
	ばいじん	D 4	アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類
	燃え殻	D 5	
	廃油（廃溶剤）	D 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2ジクロロエタン、1・1ジクロロエチレン、シス1・2ジクロロエチレン、1・1・1トリクロロエタン、1・1・2トリクロロエタン、1・3ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジオキサン
	汚泥	D 7	アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、ヒ素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2ジクロロエタン、1・1ジクロロエチレン、シス1・2ジクロロエチレン、1・1・1トリクロロエタン、1・1・2トリクロロエタン、1・3ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類
	廃酸	D 8	
	廃アルカリ	D 9	